

# 海外交流審議会総会

## 第8回議事録

外務省領事移住部政策課

## < 会議開催概要 >

日 時：平成 16 年 7 月 26 日（月）15:00～17:04

場 所：外務本省南庁舎 8 F 国際会議室（893 号室）

### 出席者

#### （委員側）

熊谷会長  
大来委員  
飯野委員  
櫻井委員  
谷野委員  
中谷委員  
矢崎委員  
横山委員

#### （外務省側）

手塚会長代理  
植本委員  
北脇委員  
衣笠委員  
櫻木委員  
佐藤委員  
塚田委員  
寺嶋委員  
新居委員  
西原委員  
朴委員  
鹿取領事移住部長  
三好政策課長  
八幡邦人保護課長  
磯旅券課長  
中山外国人課長  
山口外国人課企画官  
高木邦人特別対策室首席事務官

### 議事次第

- 1．開会
- 2．会長挨拶
- 3．手塚外国人問題部会長からの骨子（案）についての説明
- 4．議論
- 5．次回総会、部会の連絡
- 6．閉会

熊谷会長 それでは、定刻になりましたようですので、ただいまから「海外交流審議会」第8回総会を開催いたしたいと思っております。本日は大変お暑いところ、また皆さん大変お忙しいところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の総会には、中山委員が所用により御欠席でございますが、あとは全員御出席で、一部、少し遅れられるという連絡をいただいております委員もおられますが、会議開催のための定足数であります過半数の委員の出席は得ておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事に入ります前に、8月1日から外務省機構改革によりまして領事局が発足いたしますが、そのことについて鹿取部長より御説明をいただきたいと思っております。

事務局より説明。

熊谷会長 どうもありがとうございました。

今日は、外国人問題部会での討議を踏まえての最終的ないろいろ答申に向けての議論を行いたいと思っておりますが、8月1日からの領事局発足についての今の鹿取部長の御説明で、何か御質問があればお受けいたしたいと思っておりますが、特にはありませんでしょうか。

どうぞ。

谷野委員 いつぞやも申し上げたと思うんですけれども、こういう改革を経て在留邦人に対する領事サービスの質的な向上が図られるのは非常に結構だと思いますし、その部分が足らざるがゆえに外務省へのいろいろな批判もあったんだと思いますが、他方、在外で大使館の窓口業務としては圧倒的なのは、やはり任国の住民に対するサービスなんです。気持ちよくビザを受け取ってもらって、日本へ来ていただく。量的にも、実はそっちの方がよほど多いわけで、また、その部分について引き続きいろいろな工夫、改善が必要なのではないかと思うんです。やたら並ばせたり、必要以上の書類を出させたり。

ですから、どうか前段の領事サービスの向上というのは大変必要なことですが、それがゆえに今、申し上げたところがおろそかにならないように是非お願いしたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、本日、大変厳しい時間的な制約がございますので、なるべく多くの皆様に御発言いただきたいと思っておりますので、そういった観点から、各委員におかれましては御発言はできるだけ簡潔にお願いできればと思っております。

本日の議題でございますが、先ほども申し上げましたように、外国人問題部会としてとりまとめられました答申の骨子案について御議論をいただきたいと考えております。

骨子案は、1つは「序・外国人問題についての基本的考え方」。

2つ目に「1．在日外国人問題」。

3つ目に「2．外国人労働者受け入れ問題」。

「3．人的交流拡大と犯罪・テロ・治安対策」。

「４．外国人問題を扱う政府の体制整備について」。

こういう５つの部分で構成されております。

以下、各部分ごとに手塚部会長から簡単に説明をお願いした上で、各委員から御意見を伺いたいと思います。

お手元にあります、外国人問題の「海外交流審議会答申（骨子案）」、お手元に資料がございますが、それに従って議論をしていきたいと思っておりますので、まず最初に、「序．外国人問題についての基本的考え方」について、手塚部会長から御説明をお願いいたします。

手塚部会長 それでは、全文は非常に長いものですし、各委員の皆様既に骨子案をお送りさせていただいておりますので、主要な点を御説明させていただきたいと思っております。

まず、基本的考え方の部分であります。今日のグローバル化の進む国際社会で我が国の活力や繁栄を確保していくためには、各国との交流・協力を強化する一方、各国との切磋琢磨を通じて、一層競争力ある社会を築く必要があります。

その中で、日本国内には現在、200万人を超える外国人が滞在しておりますけれども、今後はますます外国人が増えていくだろうということが予測されております。こういう現実を直視しまして、その対応を具体的に検討することが必要であります。この問題は同時に、我が国の対外的なイメージの上でも非常に重要な問題であります。

それで、どのように外国人を受け入れていくかについては勿論、社会の安全、秩序、文化を守るという矜持を持ちつつ、異なる考え方、価値観を受け入れていく寛容性を持って日本が対応すべきことでもありますし、同時に、外国人を単に不足する労働力の穴埋めとしてとらえるのではなくて、我々と同じような生活者として位置づける視点が重要であるということでもあります。これがまず、基本的なファクターであります。

それから、外国人の問題に関する議論を整理し、答申をできる限りコンパクトに、かつ、まとまったものにするとの観点から、次の３つの切り口に沿って答申案を構成することを示しております。

まず、在日外国人問題につきましては、在日外国人が直面する問題のうち、特に定住者等として我が国に中・長期的に滞在する日系人などの問題が深刻化しております。これをきちんと解決することが喫緊の問題でありまして、これについての具体的対策を提言させていただきたいと思っております。勿論、戦前からの在日外国人の方たちの問題というのが根底にあることは承知しておりますが、これらとの関係でも勿論議論がありますが、在日外国人でニューカマーとして最近来られた方たちの問題がございます。

第２は、今後の日本の国の在り方に関わる問題であります。外国の労働者の受け入れの方針につきましては、これは座長の考え方ですが、日本では基本的考え方がまだできていないという具合に言ってもいい、ということもあつて、基本的な考え方を整理して問題提起を行えるということが、この部会での案の骨子に入っております。

３番目は、今、申し上げたように、人的交流はますます拡大いたしますが、同時に出入国の管理の厳格化は必要であろうということでもあります。この場合、管理を厳格化するだ

けではなくて、主として短期滞在の外国人に関しまして人的交流や観光促進の観点から入国手続を円滑化するとともに、犯罪やテロ・治安対策の観点から、出入国管理の厳格化、犯罪対策、人権侵害の防止等の対策について具体的な提案を行おうということでもあります。

以上、この骨子案の中の序に相当する部分をかいつまんで御説明させていただきました。よろしく御議論のほどをお願いします。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の手塚部会長の御説明の中で、まず最初に議論をしていただきたいのは、「序・外国人問題についての基本的考え方」というところで、その骨子案に出ている部分についての御意見を承りたいんですが、これにつきましては、外国人部会でも相当いろいろと御議論があった、あるいは、これはどうしても触れておいてほしいとか、これは強調しておいていただきたいというようなことも各委員からあったやに承っております、この基本的考え方に沿って次なるいろんな問題に移りたいと思いますので、まず、この「序・外国人問題についての基本的考え方」について、こういった答申の骨子案でいいのか。あるいは、もっと触れなければならない問題があるのか。あるいは、この表現はどうかということでも結構でございます。どういうことでも結構ですので、挙手をしていただいて御意見をどうぞ。

櫻木委員 まず、「序 外国人問題についての基本的考え方」ですが、(1)では「21世紀を迎え、国際社会におけるグローバル化は更に進み、競争もますます厳しくなる」と切り出し、「国際的に見て一層実力かつ魅力の異なった競争力ある社会を築いていかなければならない」と言っています。ここでは論旨が競争という点に集約され強調されすぎている感があります。むしろまず、世界の安定に1つの重点を置き、仲良く共生しよう、という点を強調すべきではないかと思えます。

グローバル化という減少があるわけですが、そういう中では相互依存度が高く、海外の地域や市場の安定が得られなければ私たち日本の安定もないわけです。ですから、その点を押さえた上で、経済市場においての国際競争の激化がより厳しくなることを指摘してはどうでしょうか。

前者について言えば、具体的には異なる価値観を認め合う社会、そういうものを作り上げていくんだということであり、それは国内的にも国内国外に通じた考え方であるはずで

す。

特に、異なる価値観を認める社会というのは世界との共生ということとも結びつきますし、更に翻って見ますと、国内的にも今日、価値観の多様化ということが日本人の間でも相当行われていると。そういう意味においては、国際グローバル化というのは国内的にもこの点は重視されるというふうに思われます。

ということで見ますと、更にこの1頁の真ん中あたり「国民と一体となって一つの方向を目指す上で重要である」。それから、(2)のすぐ上なんですけれども、「国民と共に統合に向けて歩むという視点が重要である」という、この点に関しては、気持ちとしては

わかるんですが、表現としてはやはり慎重になった方がいいのではないかと思います。何か一体的になって、一丸となって、昔のように押し進むというように受け取られかねません。お互いにそういう価値観の違いを持ちながら融和を図っていくと。多分、そういうことだと思っんですが、そういう方向性については表現の問題として気になりました。

それから、文化を守るということなんですが、文化を守れない部分が現状としてあるかどうかという現状認識の問題が果たしてあったかどうかということが疑問です。更に文化自体も長い歴史の中で変わっていくわけなので、単に文化を守るという表現に関しては疑問を持ちます。

序ではよりもっと積極的に、前向きな姿勢を打ち出すという意味において提言をさせてもらいました。

熊谷会長 大変ごもっともな意見と思いますが、部会長はどういうふうに。

手塚部会長 おっしゃるとおりだと思います。競争と同時に、地域、あるいは国際的なお互いの相互の理解ということのためにも、人の交流というのは重要な問題だと思います。

それから、2番目に御指摘いただいた点につきましては、1ページ目の括弧のところに書いてあるんですが、確かに文化を守り、より発展させていくという、異文化を摂取しつつ発展させていくという気持ちを持つという点が重要と考えます。

それから、統合という概念につきましては、これは国際的にも確立しているんですが、異文化を持った人たちが一つの国なら国に住んで、その中で一定の方向に向かっていくということは国がある以上、必要だということでインテグレーションという言葉が使われておりまして、それについて、今御指摘のあった点を考慮しながら報告書の方に生かしてまいりたいという具合に思っております。どうもありがとうございました。

熊谷会長 ほかにどうでしょうか。この基本的考え方についての、いろいろ表現の問題でも結構ですし、あるいはもっと深く、内容に立ち入っていただいても結構なんですけれども、この点は、先ほども申し上げましたように、いろんな御意見があったものを集約した形でまとめたものですから、多少、無理がある点もあるかもしれませんが、是非、いろいろ御意見をいただきたいと思います。

どうぞ、横山委員。

横山委員 我が国社会がグローバル化をするといったようなことを議論する場合に、我が国の意識はどうしても日本人が外へ出ていくという観点からの議論が多くなりがちなんですけれども、グローバル化するということは、それもありますけれども、他方、日本の国内にもいろんな価値観の違う方、あるいは端的に言って、外国の方が何らかの形で組み入れられていくという面は当然、我々として受け入れていかなければならないんだというような観点からの議論が基本的な考え方としてあってもいいのではないかというふうに感じます。

特に、どこをどう表現してほしいということではございませんけれども、考え方の問題として、それが基本にあって、以下の議論が行われていかないと、国際的に外から見た場

合に我々の議論が、ある程度日本の身勝手な議論になりがちなことになりますので、そこは気をつけなければいけないと思い、この発言をさせていただきました。

熊谷会長 今、おっしゃるとおりでございます。内なるグローバル化というのが非常に大事だということはよくわかります。そして、特に、この外国人問題については、やはり内なるグローバル化ということの視点が非常に大切だと思いますので、これは部会長、その表現の中でお考えいただくようなことになろうかと思いますが、いかがでしょうか。

手塚部会長 内なる国際化ということが日本の課題であるというのは、この十数年来言われておりますが、やはり内なる国際化というのが日本の場合にまだ不十分であるという認識の上で、今の外国人が大勢日本に住み、日本の中で御活躍され、生活されるということは内なるグローバル化、国際化の方向に向けて大きな課題だということは強調させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

植本委員、どうぞ。

植本委員 先ほど、桜木委員がおっしゃったことと重なると思うんですが、特に多文化共生の視点といいますか、今、おっしゃっているグローバル化の視点もそうなんですが、やはり私たちのこの言葉の書き方一つですごく姿勢が問われる部分が出てくるかなと思います。最後のところの下から3行目のところに、「その際には、異なる考え方、価値観を受け入れていく寛容性をもって対応し」というのが、まさに今まで指摘をされている、対等の関係で、お互いに人間として、それぞれお互いの文化を尊重しながらどう共生をしていくのかというふうなスタンスを強調したいというのが、この入り口の基本的考え方だと思いますので、どういう言葉がいいのかというのは直ちには思いつきませんが、ここの表現は少し工夫をいただいた方がいいのかな。その流れの中で、外国人を単に労働力としてとらえるのではなく生活者としてというところでは、順序が逆なのかなと思います。

外国人自身が生活者として、その生活の一部として労働という問題があるので、問題意識の1番目に労働力としてとらえるというのがスタンスにあるところでは、その有効活用とかにずっと話がいつてしまいかねないというふうに、入り口のところで文章の受け止めがそうなるのではないかという懸念を感じますので、少し表現のところは工夫をいただいた方がいいと思います。

熊谷会長 寛容性というのは、今のようなお話になると、確かに受け入れてやるよというふうなところが出ないでもないのかもしれませんが、この辺の表現はよく考えてみたいと思いますが、あと、どうでしょうか。

どうぞ、朴委員。

朴委員 私も今、同じところでちょっと気になっていたんですけども、この部分をこういうふうを書くというのはかなり積極的な姿勢ということで非常に好感を持っているんですけども、この部分はなくてもいいのではないかと思うところがあります。

どういうことかという、下から3行目「寛容性をもって対応し、生活者、即ち、同じ

市民の一人として位置付け、国民と共に統合に向けて歩むという視点が重要である」ということで十分、そういった裏のところが、労働力とか、いろんなところでの問題を踏まえて私たちは積極的に考えたいんですという、これは一つの理念であり、考え方そのものがありますので、余り具体的なことを名指して書かなくてもいいのではないかと気はいたしますが、そうだとって、また完璧に抜きにしたときにはどうなんだということに悩んでいたんですけれども、基本的な考え方のところでは、例えば抜きという形の選択肢をするんだとすれば、それは別なところにきちんと位置づけるという形にしてもいいのではないかとこのように思っています。

熊谷会長 ありがとうございます。その辺も十分考慮したいと思います。

どうぞ、北脇委員。

北脇委員 基本的な日本の社会の在り方をとらえるときの概念として、今の話の中にも、まず、この原案では統合という言葉を使っていますし、それから、今のお話の中でも多文化共生という言葉も出てきました。その辺のところを少し掘り下げて考える必要があるのかなという気がします。

というのは、私を含めて地方自治体の方では、地域における外国人市民と日本人市民との共生を目指すというようなことで、共生という言葉を使っていて、それは割合、浸透していると思うんです。ただ、多文化共生といったときに、その意味がどういうところにあるかということ、そう深く突っ込んでそういう共生というワードを使っているわけではなくて、ともに仲よく一緒に暮らしていくことを目指しましょうというような共通理解なんです。

ただ、その多文化共生という言葉も国際的にも使われているし、かなり認知された概念でもあると思うんですが、ですから、そこをあえてはっきり多文化共生というようなことを使っていないわけですね。それには何か一つの考えというのがあるのか。

また、逆に、統合という言葉を使うということにいくとすれば、私ども自治体を含めて、統合という言葉の方はまだそんなに理解がないので、統合という言葉で何を意味しようとしているのかということをもう少しははっきりと言わないと、「国民と共に統合に向けて歩むという視点が重要である」といきなり言われても、ちょっと理解が十分にできないというところがあると思うんです。

私自身は、共生ということについては、非常に強い意味で、それぞれの文化のアイデンティティーをどこまでも尊重する。結果的に、非常に社会が分散的になってもいいというふうには考えていないんですけれども、お互いに文化を尊重し合って一緒に仲よく暮らすというような意味の共生という言葉であれば、それは使って認めていてもいいのではないかとこのように思います。

もう一方で、社会の一つの統合、一つの社会としてのまとまりを維持するという観点も必要だと思いますので、統合という言葉自体に私自身は反対だということではないんです。繰り返しになりますが、その辺の用語の意味というのをもう少し掘り下げる必要があるか

なというふうに思います。

熊谷会長 手塚部会長から、どうぞ。

手塚部会長 報告書では、きちんと掘り下げてみたいと思っています。最初に、異文化、あるいは多文化共生という言葉は、この十数年間、外国人の問題の研究なり、調査の一部で非常に頻繁に使われました。それで、御案内とは思いますが、共生という言葉はもともとが自然科学の植物で、お互いにアリとアリマキのような関係ということから出てきておまして、社会学の一部の方が共生ということを使っております。

ただ、今、北脇委員がおっしゃられたような、共住というのは共に住んで、コイクジステンシーですね。そういう言葉は欧米でも使われているんですけども、共生という言葉を使いますと、すべてのことが済んでしまったように結論が先に出てきているという危険があるものですから、共生という言葉をちょっと避けた方がいいのではないかと考えている次第です。

それから、統合というのは欧米を含む国際的な常識で、インテグレーションというのは違いをまずはっきりして、お互いに違う文化だということをはっきりしながらも、その中で、例えば日本なら日本、あるいは米国なら米国に住んでいる人たちが一つの方向というものを見出すという努力をしながら最終目標に向かうという意味がございまして、国民とともにというのを共生と統合という言葉と並列して使ってもいいと思いますが、私自身は共生という言葉についての学術論文を1本出しておりますけれども、それだけを先に出してしまうと結論が出てきてしまうということで、お互いにハーモニーでわかってしまうということではないので、そこのところだけを気をつけたいと考えています。

恐らく北脇市長さんのイメージでは、実際には市の中に4%くらいの外国人の方が一緒に生活して生活共同体を形成しているということで共生という言葉が使われたと思うんですが、共生と統合というのは、ある意味では違った言葉だと思いますので、その辺は報告書のところで少し定義づけもしてみる必要があるかなという具合に思っております。

熊谷会長 それでは、佐藤委員。

佐藤委員 今、手塚部会長の意見に私は賛成なんです。つまり、同じように共生というのは、この基本的な考え方をどう位置づけるかという議論とつながってくると思うんですが、非常に理念的に語るのであれば共生で結構だと思うんですけども、具体的に政策としてこれを前置きにして、そして、それを具体的な政策提言をしていくのであれば、やはり統合というような概念の方が、つまり、具体的に余りにも理念的に語るのではなくて、要するに同化、統合、共生と大きな流れがあるんだろうと思うんですけども、日本の社会というのは共生に向かっているわけではまだ決してなくて、現実的にマジョリティーの側が一体どういうふうに私たちは変わっていくのかというような議論がまだないような気がするんです。

ですから、逆に言えばこういうような議論を今、繰り返しているわけで、そのためには、それを一旦踏まえた上で、そして、その結果として私たちは共生に向かっていくべきだと

いう議論が成立するわけですから、その辺のところは手塚部会長が今、具体的な報告書の方にお書きになるということのようでございますので、ただ、確かに統合というような言葉が日本ではまだなじみがないかもしれませんが、その辺のところを少し明確にさせていただくのであれば、今のような議論の方が私はよろしいかなというふうに思っておりますけれども。

熊谷会長 ありがとうございます。

櫻井委員、どうぞ。

櫻井委員 実質から言うと、今の御意見と違わないのかもしれないんですけども、この文章はどなたがどういう経緯でお書きになったのか承知しておりませんが、審議会の答申ですので専門的な議論はともかく、一般的にどういうふうに理解されるか、それから、PRということもございまして、外務省という省庁の特徴もございまして、そういうことを踏まえた形で答申を出すということが大事だと思うんです。

それで、特に基本的な考え方で、私はこれをばっと読んだときに、余り表現よろしくないかもしれませんが、文章がとても男性的な感じがいたしまして、国家主義的と言うとちょっとあれなんだけれども、国家とか、競争とか、経済とか、統合とか、建前やあいまいを極力排した議論をするとか、表現が全体としてちょっときついです。

そういう意味では、要するに外国人に対して厳しいことを言う省庁はたくさんございまして、そんな話はむしろ具体的なところで個別の問題のレベルで幾らでも出てくる話なのではないかというふうに思っています、むしろ手塚部会長が報告書の方で共生の話をお書きになるんだということをおっしゃったけれども、順序としてはむしろどうなんですか。いろんな問題があって、いろんな陰の部分もあって、外国人が入ってこざるを得ないし、入ってきてほしいという面もあるしというところで、いろんな規制をする官庁がそれぞれあって、それぞれの立場からいろんなことを言っているけれども、まあまあそれを総合的に外務省として一応鳥瞰して、一つの方向性といいますか、そういうものを受け入れた形で国内、外国すべて含めてPRする、そういう観点からすると、文章の持っていき方が逆なのではないかという気がします。あと、文章そのものをもう少し、何かわかりませんが、女性的にするというんですか。何かちょっと考えた方がいいのではないかというふうに思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。

わかりやすくというのはいずれにしても大変大事なことだと思いますし、言葉の統合なり統合とか共生の議論で、そこでいろいろ考え方が違ってくる点ではおかしいと思いますので、やはり素直に読み取れるということの工夫は確かに大事かと思いますから、その点の工夫は今後もしていきたいと思います。

それで、基本的な考え方だけにとらわれてしまうと、今日は5時までには3つもやらなければいけませんので、この辺りで次の、いわゆるもっと基本的な在日外国人問題ということで議論をしたいと思いますので、手塚部会長から御説明をお願いいたします。

手塚部会長 骨子案の２ページ目の「１．在日外国人問題」について御説明申し上げます。

海外交流審議会では、喫緊の問題として対策が必要であるという観点から、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーなど、最近、日本に来てお住まいになっている「ニューカマー」が直面する問題に焦点を当てて議論し、整理させていただきました。

具体的には、雇用・雇用条件の不安定性・不平等、社会保険未加入問題、未就学児童問題、青少年を含む犯罪の頻発等の諸問題。これらの問題は、在日日系人の集住地域で大きな問題となっております。

以上のような認識の下に、「提言」として以下の具体的な諸点について言及させていただきました。

まず第１に、雇用状況をよりの確に把握し、入国管理、雇用・社会保障、教育の政策策定・実施に活用をする必要があるだろうということであります。

現在、雇用主の外国人労働者の雇用の届け出は義務ではございません。雇用主による届け出を徹底させ、外国人労働者に関わる情報を的確に把握し、各省庁が連携してその情報を入国管理、雇用・社会保障、教育の面で活用するという趣旨からであります。以上が第１点。

第２点の提言としまして、雇用時の雇用主による在留資格の確認、法定労働条件の確保義務の徹底が必要であります。

現在、法定労働条件遵守には罰則はありますが、ほとんど適用されていないのが実態であります。それで、これらを徹底することが必要だと思えます。

ちなみに、1986年のアメリカの移民管理修正法によりますと、使用者等にもやはりドキュメントのグリーンカード等ですが、そういうものの確認義務を課していなかったということで、数年後に義務を課すことにしたという例もございます。

３番目には、雇用主に対して健康保険を含めた社会保険への加入義務を徹底させるということを国内としてはやらなくてはいけないだろうと。ただ、御案内のとおり、現行制度では健康保険と厚生年金への加入がセットになって義務づけられております。

外国人の方でも、短期間日本におられる方はいずれは本国に帰るといふ、とりわけ日系人労働者の場合には年金についてかけている利益が余りない、可能性がないということで、年金保険料を支払うインセンティブが低いことがあって、健康保険についても加入しないということが多数出てきて、非常に大きな問題になっているわけであります。

しかし、外国人にのみ厚生年金保険料を特例的に適用除外することは、雇用主にとっては外国人を雇えば厚生年金保険料を払わなくてよいということになりますし、また、帰国する外国人に対しては、現在３年分を限度として脱退一時金が支払われるという特例措置がありまして、こういう外国人だけ特別の扱いをすることは必ずしも適切ではないという指摘もありまして、この辺りのところを御議論をいただきながら報告書に生かしてまいりたいと。

それから、外国人が定住し、日本に長期お住まいになってまいりますと、子どもさんの義務教育等々の教育問題がございます。それで、外国人子弟の教育機会を確保するという事は非常に焦眉の問題になっております。

それで、公立小中学校における外国人子弟の受入努力を一層強化するという事で、これは文部科学省が一生懸命やっているわけでありますが、受入努力をとりわけ現場との上で積極的に推進する、強化するという必要があるだろうということでもあります。

2番目に、日本に来た子どもたちが日本語教育の普及に向けてのより明確な方針が日本の場合にはまだないと言ったらいいのか、そういう御指摘もあったわけですが、非常にそれが無い、あるいは不十分であるということで、外国人子弟に対してどこまで日本語を教育するのかについての国レベルの指針がないため、地方自治体は困惑していると。政府レベルでの明確な方針の確定が必要であろうということでもあります。

3番目は、外国人学校への支援強化のため、各種学校設置認可基準の緩和ということで、ちなみに、これはブラジル人の外国人学校が現在たくさんできておりますが、学校教育法上は私塾扱いでありまして、学校教育法上の各種学校に認定されますと、各種の優遇措置、例えば学割とかそういうものが得られるわけでありますが、そういう認定がされないために結局、問題が生じている。その各種学校に認定されるためには校地、学校の敷地。それから、校舎を自ら保有しているということが原則ということにされてありまして、基準の一層の緩和が必要だろうということでもあります。

4番目に、保護者が子弟に教育を受けさせることを在留資格付与の際の条件として、在留資格更新時にチェックをすることが必要だろうと。これは欧米などでは義務教育年齢の子どもについて学校にやっているかというのは非常に大事な要素でありまして、就労や社会保障の条件と住宅の条件と並んで、この3つのチェックは必ず適時されております。それで、子弟が未就学である場合には在留資格を更新しないとといった思い切った対策も必要になるのではないかとということでもあります。

それで、日系人の外国人労働者に対して来日前、これは大人、成人についても含まれますが、来日前に事前研修、日本語教育、就労・生活等の情報提供等の一層の充実を図ることが必要でありましょう。訪日後、日本に来日後の語学教育等の支援についても受入企業や地域社会等が連携して取り組むことが必要でありますが、在外公館における領事局の拡充ということの中にはこういう活動も入っていくのではないかと具合に思われます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

外国人問題について、具体的な提言がこの中にあるわけでございますが、広くいろんな問題について結構でございますから、こういった提案についての御意見を賜りたいと思っております。

どうぞ、櫻井委員。

櫻木委員 流れの問題なのですが、(1)で「在日外国人の現状」とあって、(イ)、

(ロ)、(ハ)と並んでいます。(イ)は総論のようなので、そうすると(ロ)、(ハ)が各論かなと思って読んだんですが、(ハ)は別に長期の「ニューカマー」独特の問題ではないですね。(ハ)にはそれに該当するものがないような気がするんです。それで、果たしてここで(ハ)を言う必要があるのかと思ったのが1つです。

それから、総論として(イ)を書くとしたら、従前の「在日韓国・朝鮮人が抱える問題」ということを、ひとくくりに「問題」と言わないで、一応、こういう問題があるけれども、こちらの方が従前にはみられない問題で急がなくてはいけないから、「ニューカマー」についてここでは論ずるといふ方に言った方がいいと思います。

(2)なんですが、これは在日日系人と限定しているわけですね。その場合に、社会保障の未加入問題、これはよくわかるんですが、未就学児童問題、青少年を含む問題というような抽象的な「問題」という言葉ではなくて、もう少しこういった問題が生じているというふうに書いた方がいいのではないかと思います。

その下の「提言」のところなんですが、(iii)の括弧内というのは現状について書いてあるわけですから、日系人等の直面する問題の中でこういう問題があると。それで、具体的にこういうふうに生じているんだというふうに、そっちの方で言ってしまった方がいいのではないかと思います。

それから、同じ(i)(ii)ですが、(i)の方なんですけれども、こういう書き方というのはだれも反論の余地がないわけなんですけれども、ここで必要なことはやはり、もうちょっとイメージを具体化できるような程度に書くということではないかと思います。

そこで、「加入を徹底させる」ということも、これも徹底させるのはどうやってやっていくんだという記述が必要ではないかと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の御意見で手塚部会長、御感想というか、御意見を。

手塚部会長 今、御指摘の点で、確かにこの中の総論的な部分と各論的な、例えば日系人の問題と分けて考えて書くということは大事なことだと思いますので、この辺りは考えて書いてまいりたいと思います。

ただ、戦前からおられる方たちの問題が根底にあるということについては、序の方で入れたいという具合に考えております。それで御了承いただきたいということと。それから、今、言われた点は十分留意して報告書の項目立てをしてみたいという具合に思っています。

それから、これは骨子案ですから、報告書の方では実態はこうなんだということは膨大な資料も含めて出したいと思いますので、報告書の方ではそういう記述も含めて、現状と今後の方向を出す課題のところそのような問題を出したいという具合に思っています。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、寺嶋委員、どうぞ。

寺嶋委員 今、骨子案とか報告書という表現でおっしゃったので確認したいんですが、今日出ているのは明らかに答申の骨子という形でしばしば体言止めになっていて、完全な

文章になっていませんね。ですから、多少男性的というか、ごつごつした印象も与えているかもしれませんが、いずれにせよ、これは答申本文として文章にされるわけですね。

それから、それ以外に、今おっしゃった、資料も含む大部な報告書というのは、答申とは別に報告書が出るという仕組みでしょうか。そこだけちょっと。

手塚部会長 桜木委員から御指摘があったんですが、答申の方に、このところが抽象的なんだけど、このところはこういう問題もあるんだという例示みたいなものは少し入れた方がいいだろうという具合に思っております。

それから、もう一つ、桜木委員の御指摘のあった点で、そのようにしたいと思うんですが、雇用状況を的確に把握して、いわゆる雇用条件とか、それから、社会保障等々のことを雇い主がやるということについて、例えばもっと大胆に今日の審議会なんかで、日本ではアメリカのようにグリーンカード制というのは持っていないわけです。そういうものまでつくってみたらどうかという御意見があって、そういう御意向であるならば一步踏み込んだものをつくってみてもいいのではないかという具合に思っております。

今の日本の現在の状況では、外国人を雇用しても使用者は、雇い主は何らのドキュメンテーションをつくることもしていないし、自らそういうことについて努力しているということについての証明はないわけですし、桜木委員の御意見の中にそういうことがちらっと出ておりましたので、部会長としては今、そんなことをいかがでしょうかということ逆を申し上げたいと。

熊谷会長 ほかのことで結構ですが、何か、どんな意見でも結構ですから、どうぞ。

手塚部会長 ですから、例えば例示事項として、例えばこういうやり方もあるのではないかという、先ほど申し上げましたけれども、子どもの、子弟の教育を受けさせることを在留資格付与の際の条件とするというような具体案も出ていますが、雇用、社会保障については、例えばこういうドキュメンテーションで労働条件も日本人と同じ、それから、社会保障についてもきちんと保険料を払って加入しているということは何らかの形で公的に示すというようなことも考えてもいいだろうというくらいのことは提言してもいいのかなという具合に思っていますが、いかがでしょうか。

熊谷会長 仮野委員は何かございますか。

仮野委員 いいですか。

熊谷会長 どうぞ。

仮野委員 以前、この会合で、いわゆる在日韓国人・朝鮮人の日本における法的地位の問題について触れたことがありますので、そのこともあり、一言発言させていただきます。

今日の整理の仕方は、依然として在日韓国人・朝鮮人問題があるんだけど、ここでは「ニューカマー」の問題が一番喫緊の課題なので、とりあえず喫緊の課題の方に焦点を当てるといって表現になっています。これはこれとして、私はやむを得ないことだと思えます。急いで解決すべき問題が多いからだという意味で、これはこれでいいと思えます。

そして、今、手塚さんはいわゆる、この旧来の在日韓国人・朝鮮人の問題については序

のところでは触れる、序の方に回すというニュアンスのことを言われました。もし、それはそうされるなら、それもそれで結構です。ただし1つだけ私の言いたいことは、勿論「ニューカマー」の問題は急ぎ解決すべき問題であることは重々承知していますが、いわゆる在日韓国人・朝鮮人の問題も喫緊の課題であると思います。

というのは、この「ニューカマー」もいずれは直面していく問題を抱えているからです。いわゆる法的地位の問題などについては当然、この「ニューカマー」もオールドカマー時代になってくると、いろんな問題が出てくるわけですから、いわゆる、この在日韓国人・朝鮮人問題を中心とする旧来の在日外国人に対する法的地位問題は、引き続き対応していく必要があるという一般的な表現ではなくて、例えば、引き続き対応して早期に結論を出すぐらいの姿勢を示すべきではないかというのが私の考え方です。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

これは部会長としては、いかがですか。

手塚部会長 一応、2ページ目のところの骨子案の(1)の(イ)のところ、「在日韓国・朝鮮人が抱える問題についても引き続き対応していく必要はある」という、これは表現が弱いという御意見のようですが、確かに根底的に解決しなくてはいけない問題が山積みであるという認識は持ちつつも、更に、その上に新たな「ニューカマー」の問題というのが来ているというニュアンスの書き方を少ししていかななくてはいけないかなとも思っておりますので、その点は御意見の趣旨を生かしてまいりたいという具合に思っています。

熊谷会長 西原委員、どうぞ。

西原委員 「提言」の中に(i)から(v)までありますけれども、この(v)の部分は、(v)と(vi)に分けてお書きになった方がいいのではないかと思います。

来日が予定されている事前の部分と来日後、訪日後の部分がまとめて書いてございますけれども、訪日後というのは配慮と施策とが別のことになると思いますし、前にいろいろ書き込んであるのは子どものことですが、これは成人の部分の訪日後の生活全般についてのケアの問題もあると思いますので、項目を改められた方が、そこにもケアがあるということが鮮明になるのではないかと思います。

熊谷会長 わかりました。ありがとうございます。

手塚部会長 その点はおっしゃられるとおりだと思います。

熊谷会長 どうぞ、大来委員。

大来委員 この在日韓国・朝鮮人問題対「ニューカマー」問題という整理の仕方についてなんですが、恐らく、ここでこの文章を書かれた方が言いたかったことは、在日韓国・朝鮮人問題はほうっておいていいということではないと思います。書き方が弱いというのではなく多分、この「ニューカマー」問題が今後、外国人を日本に受け入れていく際の問題を占う、そういうものになっているという意識で書かれたのではないかと。つまり、今後、日本に受け入れる外国人を増やす際に障害になるような問題は、「ニューカマー」の問題

により多く出ているという意識で書かれたと思います。。

だから、日本の内なるグローバル化を果たす上では、この「ニューカマー」問題がより関係が深いという趣旨なのではないかというふうに思ったので、それで、この文章では「将来、外国人の受け入れを増やす際に障害を引き下げる意味で」とか、何かそういう趣旨のことを入れられたら、そういう文脈では「ニューカマー」問題が重要なんだけど、全般的には勿論、在日韓国人や朝鮮人問題も重要なんですというニュアンスが出るのではないかと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

特に、今のところは在日韓国・朝鮮人の抱える問題、これは非常に重要な問題であるし、おっしゃるように、非常に早期にも結論を出すべき問題が多々あるわけでありますが、それと「ニューカマー」の問題、今、いろいろ御意見を受けておりまして、このところが一つのポイント、どういうふうに処理するかというところが一番、整理の仕方が非常に難しいところではあると思いますので、今のような御意見をよく踏まえながらまとめていきたいと思います。

更にまだいろんな問題があるものでございますから、ちょっと急いでいるようで申し訳ありませんけれども。

植本委員 すみません、簡単なことで。

熊谷会長 どうぞ。

植本委員 前の総会か部会かのところでそうしようというふうになっていたと思うんですが、外国人の子弟という表現は変えましょうとなっていたと思いますので、これは文章化されるときに変更を。

手塚部会長 それは気がついております。

熊谷会長 わかりました。

どうぞ。

北脇委員 私ども、外国人が大勢住んでいる都市の提起してきたことを受け止めていただいてうれしく思っております。

ただ、1つははっきりしないがあるので、それを申し上げたいと思うんですが、というのは、今の外国人登録の手続だと、その外国人の所在が十分に把握できないので、教育サービスであるとか、さまざまな行政サービスを提供しようとするときに支障があるということは何とかしてほしいというのも我々の提言としてあります。

ですから、それが2ページの(2)の(i)のところで、「雇用状況をよりの確に把握し」ということで雇用サイドからのアプローチというか言及があるんですけども、自治体の行政サービスの点からもそういう外国人の把握の仕組みというか、そういうことについてちょっと盛り込んでほしいというふうに思います。

熊谷会長 それでは、谷野委員、どうぞ。

谷野委員 大変小さい問題ですから一番最後にとったんですが、この「提言」は在日

外国人問題全般に係るわけですね。ところが、在日日系人という話題が3か所ぐらい出てきて、やはり見た人が、日本人は在日外国人ということで真っ先に思うのは、やはり在日の日系の人たちなんだなというような感じで取られても困ります。ですから、全く書き方の問題ですが、在日日系人を含む在日外国人の問題とか、あるいは括弧して在日日系人を含むとか、その程度にされた方がいいのではないのでしょうか。3か所同じ表現が出てきます。小さな問題ですが。

熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ、朴委員。

朴委員 私も全く同じでありまして、これは多分、遠慮なさって小さい問題だと発言なさったと思うんですけども、これは大変重要な表現上の問題だと思うんです。特に先ほど在日韓国人・朝鮮人のそういう問題と、それから、新しい日系人の問題というような部分を非常に在日韓国人とひとくくりにして、大変厳しいものはよくわかっています。

しかし、ここに足されている、特に「(2)在日日系人等の直面する問題」というのは在日日系人だけの問題ではない。勿論「等」というふうに書いてありまして、在日韓国人を全部含めた話だろうなと思うんですけども、ならば、一貫性のある形できちんと1行、イシューというんでしょうか、そういったようなものはきちんと揺るがないようなものにしておいて、その中でこうだああだというような考え方をした方がすっきりしていますし、論点の整理もやりやすいと思っています。

気持ち的には、どうも今、この総会で考えているのは、在日外国人といえどもどうしても日系何々人ということでしか頭がないのではないのかと。実際に中身を見ていると、みんなに関わるような話なのということが強く印象づけられましたので、その辺はちょっと考慮していただきたいと思っておりますけれども。

熊谷会長 わかりました、非常によく、明快にわかりますから、その辺はよく、まとめの中で考えていきたいと思っております。

いずれにしても、今のこの提言も具体的にいろいろありますし、また、そこで突っ込んでいろいろもっと御意見をいただきたいと思っておりますが、これからあります受入問題、あるいはいろんな問題の中にも関わってくるので、その中で議論していただくことも大事かと思っておりますから、一応、ここで「1.在日外国人問題」としてのところはまとめさせていただきますので、次に「2.外国人労働者受け入れ問題」について骨子案3ページ目に移りたいと思っております。それにつきまして、手塚部会長からお願いします。

手塚部会長 骨子案の3ページ目以降で、「2.外国人労働者受け入れ問題」について、これは現実と今後の問題であります。

我が国は「専門的、技術的分野の外国人労働者の受け入れをより積極的に推進する」ということをうたっている一方、「単純労働者の受け入れについては、国民のコンセンサスを踏まえつつ十分慎重に対応することが不可欠」という立場でありまして、これはこの十数年間変わっておりません。

コンセンサスはいつ出るのかということではありますが、少し、この海外交流審議会が一步踏み出して、例えば、現在日本には、在日の方を含めて 1.5 %しか外国人が在留していないという問題がありまして、そういう国というのは世界の先進国の中では日本だけあります。日本の場合には、もっともっとたくさんの外国人が今後日本に在住、あるいは生活をすると出てくるわけではありますが、この実質的な議論を少し一歩進めたいという具合に思っております。

まず、その「専門的・技術的分野」の外国人就労者は 18 万人。そのうち 5 万 8,000 人余りは「興行」の在留資格で就労する者でありまして、その実態が必ずしも「専門的・技術的分野」の人々とは言い難いわけでありまして、結局、全体の 10 万人のうち 5 万 8,000 人余というのは半分以上ですから、その問題をきちんと考える必要があるだろう。これは後ほど具体的に提起させていただきたいと。

それから、第 2 は「専門的・技術的分野」以外の外国人就労者は現在 60 万人を超えておりまして、実態としては日系人の方を始めとして単純労働に従事しているわけでありまして、

こうすることで、建前と実際が違ってきているということ。

更に、日系人が単純労働をしている以外に、技能実習生が単純労働者としての受け皿になっているという実態もございます。これらの現実を踏まえて、次のような問題提起をするべきではないかという具合に考えております。

まず、第 1 に、我が国は単純労働者の受け入れについての議論は行ってきていないけれども、現実には日系人等定住者や技能実習生等を中心に、実質的に単純労働に従事している外国人が増加しているとの実態を直視する必要がある。その上で、我が国において現実に存在する単純労働力に対する需要にどう対応するかについて、結局、具体的な、将来的な計画、プランの是非を含めて十分な議論を行っていく必要があるということをも最初に提言したいと。

それで、第 2 に、その取りかかりと申しますか、一つの試みとして現在、東アジア諸国との経済連携協定の交渉におきまして、相手国からの要望が強い分野での専門的・技術的労働力の受け入れについて、その可否等について消費者たる国民一般の視点、すなわち国民にとって、例えば看護婦さんとか、看護師さんとか、介護士等の分野でのサービスの水準がどうあるべきかといった点も踏まえて十分な議論を行う必要がございます。実際に経済連携協定の相手国の方から看護師、介護士という要望が出てきているわけでありまして、国内でのコンセンサスがあるとは思えませんけれども、こういう議論を行う必要があるだろうということでもあります。

しかしながら、「専門的・技術的分野」の外国人労働者の受入拡大の具体策について、結局、今までのように 2 国間での、例えば F T A ・ E P A のような協定が結ばなかった時代と違って、現在ではその協定が結べるという状況になってきておりますので、既存の制度の見直しについても提言をしてまいりたいという具合に思っております。

ちなみに、東アジア諸国との経済連携協定交渉では、以下の基本的姿勢を提言として出

していきたいということです。

相手国の希望を十分に受け止めて、「専門的・技術的分野」の労働者の受け入れの拡大には積極的に取り組むわけですが、これも日本国内の労働市場とか、いわゆる、今、例が出ました医療や介護等々における質を変えるような状況に立ち至ることはできませんので、その辺りのところも考慮しながら積極的に取り組むということでもあります。

それで交渉の結果、新たな分野での労働力受入を行う場合には、国内で新たな問題を生むことがないよう、これは前に悪しき前例があるわけですが、結局、「興行」の資格で受け入れたエンターテイナーのように、ある意味ではトラフィッキング、人身売買の被害者となったり、資格外活動を行うという結果が出てきておりますので、こういうことが絶対ないようにしていきたいということも提言をしたい。

それから、必要であれば受け入れることになる外国人労働者に対して、現地、いわゆる自分の国において一定のトレーニング・語学教育を施して日本に来てもらうということも必要だろうということでもあります。

その中で重要なことは、国民的な視点ということと同時に、外国人の労働者を受け入れている国々が陥っていることですが、これはいわゆる労働市場の分断現象といいますか、ある領域については外国人しか働かないというようなことがないようにしていくことが必要だろうと思います。これは既存の労働条件等々の問題を含めて考えなくてはいけない問題だろうと思います。これも付け加える必要があるだろうと。

既存制度の見直しとしまして、優秀な外国人の働き手を確保するためには結局、日本人にとっても外国人にとっても、日本の労働市場を魅力のあるものにする必要があるということが必要であります。その視点から在留資格制度について次のような改善点を提言できたらなということでもあります。

まず、在留期間の延長と在留資格の更新につきまして、条件を透明化して緩和する必要があるだろうということでもあります。これにつきましては、在留資格が極めて長く認められている方でも大体3年から4年程度住んでいる。これを5年とかもっと長い期間に考えていったらいいだろうと。

それから、永住資格付与の条件も透明化・緩和をする必要があるだろうということでもあります。年限を区切って10年、例えば日本できちんと就労しているならば永住資格を与えるというようなことも必要だろうということでもあります。

なお、日本が外国人の帰化が非常に難しい国であるということも事実でありますし、こういうことも部会長としては付け加えたいという具合に考えております。

それから、在留資格申請時の手続の簡素化・迅速化。これも簡素化すると同時に、日本の中で登録した方が、先ほど北脇市長がおっしゃられた点であります。日本人については住民基本台帳法で引越し先と元いたところと両方に届出をしなくてはいけないんですが、外国人の場合には登録については、どこへ行っても先で登録するだけで把握できないという問題もございます。ですから、在留資格を得るとき、それから、日本の中に住んだ登録

の問題等々についてもきちんとしていく必要があるだろうということでもあります。

第2に、これは皆様からも御指摘いただいておりますが、研修・技能実習制度の改善につきまして、研修・技能実習制度は途上国への技術移転という本来の趣旨から乖離して、一部では低賃金の単純労働者を確保するために利用されているという面がある。実態的には、失踪者の増加のほか、研修手当や賃金をめぐる問題、社会保険の未加入問題等々が顕在化しているということ指摘しながら、これらに対応するために以下の具体的な提言を行いたいと思っております。

研修生の適切な選抜。これは意欲ある研修生の確保のため、信頼できる送り出し機関を選定し、研修生の選考の一層の厳格化をする必要がある。これにつきましては、事実、在外公館の一つの大きな仕事になっていくだろうと思いますし、今後、例えば先ほど例が拳がった介護や看護というような領域が入ってきました場合には、そういうことが非常に重要な問題になっていくだろうと思われま。

それから、適切な受入体制の向上。研修生・技能実習生の適正な受け入れに関する指導を制度化し、厳格化する必要もある。これのために必要な人員・予算の手当をすることではありますが、現在、財団法人の国際研修協力機構という5省共管の機構が指導しておりますが、十分ではないということもござい。

それから、在留資格につきましても改定をして、優秀な研修生・技能実習生の研修・技能実習期間の延長および再延長、再受け入れなどの要望が経済界からもござい。これは技術がどんどん変わっていくわけでありまして、そういう中で新たな技術を習得するために再研修、あるいは再技能実習というようなことも必要ではないかということでありま。

それから、在留資格につきまして実務研修を就労と位置づけることは社会保険上、例えば労災保険等々の問題でも必要になっておりますが、同時に在留資格として実務研修の問題、あるいは技能実習の問題をきちんと詰めていく必要があるだろうと。1年目の研修は就労でないという位置づけで月に数万円の手当を渡しているわけですが、闇の、いわゆるブラックマーケットというんですか、不法就労の場合には十数万円報酬を得ていて、中には同じ職場で働いているということで失踪するというケースが続出してきておりますが、在留資格というのは研修ではありますけれども、実態は就労であるということ直視して、失踪を防止するというと同時に、報酬や保障をきちんとすることも検討すべきではないかということでありま。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

今、骨子案の3ページから5ページにかけての、外国人労働者受入問題について、割合、具体的な提案も入れて部会長から御説明いただいたわけですが、これにつきまして御意見。どうぞ、中谷先生。

中谷委員 ありがとうございます。

(2)の「提言」に関してですが、まず最初のポツに関しまして、「相手国の希望を受けて」という言葉は不要ではないかと思えます。これは一種の要請主義かと思えますが、相手国がたとえ強く希望しなくても、もし我が国としての需要があると判断されるのであれば、むしろ積極的に受け入れを提言するという事も考えられるのではないかと思えます。

それから、3つ目のポツに関してですが、このトレーニングや語学教育に関しまして、これは専門職の人々に対して一種の非関税障壁とならないよう、必ずしも強制化すべきではないと思えます。シンガポールとのEPAにおいては、シンガポールからの医師の受け入れは1名のみ、在日外国人だけを診ることができるということになったかと思えますけれども、例えばそういう人に関して日本語教育ということはむしろ不要、あるいは非関税障壁となりかねないので、それは強制すべきではないと思えます。

熊谷会長 それでは、どうぞ、中山課長から。

事務局より説明。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、まず西原委員からひとつ。

西原委員 単純な言語の問題でございます。

外国人労働者という表現なんですけれども、これは、第三者的に読むと非常に強く響くというか、むしろ差別用語のにおいがするというか、そういう感触を得るのですけれども、このごろ、例えば英語でそのようなことを話すときに、HR、つまりヒューマンリソースというような言い方で言い換えられているということにときどき気がつくということがございます。人的資源ということですが、それから、外国人労働者、労働者と言うよりも労働力と言う方がより抽象的に思えるかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

熊谷会長 手塚部会長、どうぞ。

手塚部会長 私たちの専門用語では、労働者というとブルーカラーのワーカーを指すかのようなイメージだという御発言だと思うんです。確かにそうかもしれませんが、広い意味での外国人労働者という言葉は閣議決定等々でしております。それで、エンプロイ、一般ですね。ですから、その点は答申の中で注記をしたいという具合に考えております。

熊谷会長 矢崎先生、さっきのシンガポールの件で、何かご意見がございますか。

矢崎委員 医療の関係で医師と、それから看護師、介護士のお話がありました。

最初のころお話を申し上げましたが、日本の医療界というのは極めて閉鎖的で、日本の医師免許証は日本の中でしか通用しないんです。運転免許証は、アメリカの免許証が通じますけれども、医師免許証ではだめなので、例えばフランスの医師が診察するときは日本では診察してはいけない。そういう縛りがあって、グローバル化を謳うときにはその辺、もう少し何かバリアーを超えないと、ブレイクスルーしないとなかなか難しい問題ではないかという感じがします。

今、いろんな資格を厳格化するとか、日本語教育をしっかりとしなければいけないという

ことで何か障壁にとられかねないというお話ございましたけれども、ただ一方では、そういう医療の世界でグローバルがない中で、日本の中で、患者さんは多くの方は日本語しかしゃべれないということがあります。更に医療の中で患者さんの体に触る行為、ボディータッチです。これは限られた方しかできないんです。例えば患者さんを車いすに乗せて、ある場所に連れていくとか、それから、介護者の体位を変換するとか、そういうことは患者さんの状況をよく把握していないと、例えば簡単なことで骨折を起こすとか、そういう万が一の事故もあるということで、極めてボディータッチする領域は資格試験その他で厳格に決められているんです。その一方で、そこをきっちり守っている人たちというのは、やはり看護師さんを中心とした団体なんです。

私どもは、もう少し看護師さんの仕事を、さっき万が一の事故を考えなさい、考慮に入れなければいけないというのは看護師さんたちの強い意見で、それは専門職に任せなさいということなので、なかなか、この辺は仕切りがすごく、ちょっと言葉で言い表せない難しい問題がありまして、ですから、とり方によっては既得権というか、専門職の領域を守るという見方もある一方、患者さんサイドに立つと、やはり能力のしっかりした、資格を持った人に診てもらいたいということがある。

今、医療の現状でどういうことが起こっているかという、やはり領域とか、あるいは地域の医療人の偏在です。ですから、あるところでは医師も看護師さんも余っている状態。あるところでは医師も看護師さんも全然足りないというところがあって、そういう状況を議論していると、何かそれを解消するために外国からの方を入れるというストーリーみたいになっている感もあるんです。それはやはりいかなものかと。

我々もやはり日本の問題として、キャリアパスとして都市に集中するのではなくて、地方を回って順々にいろんな経験を積みながらキャリアパスを歩むというのを我々つくろうとしていますので、できれば我が国のすぐれた看護力とか医師の臨床能力を技術移転するという視点から外国の方を研修して、日本の資格を取っていただいて、十分働いていただくという方向が一番実現可能。

だから、現実問題、資格を取るのが難しいということはあるかもしれませんが、我々としては少し門戸を広げて、そういう人たちが本当に活躍できる、生きがいの持てる職場を我々、提供差し上げたいという気持ちはありますが、これはなかなか難しい問題ではあると思いますが、よろしく願いしたいと。

熊谷会長 ありがとうございます。

部会長、どうぞ。

手塚部会長 矢崎先生がおっしゃられるように、先生のようなお考えの先生もたくさんおられると思います。

確かに、ライセンス制度のある職域というのは、桜木先生、弁護士さんですけども、弁護士さんの問題が今から十数年前、アメリカとの間で問題になったときも結局、外国人法務弁護士法というのができまして、結局、自国の法務しかできない、日本の法廷には立

てないというおかしな解決で済みました。本当は弁護士さん、一番国際化するし、しなければと言っているんですけども、そういう問題もあります。

それから、英語の先生。これも日本に来て、小学校、中学校、高校で補助教員でやっておられる先生は正式の教員になれない。ライセンスを持っていてもなれない。

お医者さんも看護婦さんもライセンスを持っていれば、実は医師法と保健師助産師看護婦師法の中に相互に、相手国で相当な技術があるということが認められれば日本の受験資格が与えられるんですけども、相変わらず日本の看護婦学校を出ないといけないというような縛りを課して、二重の意味での人の国際化における、ある意味では非関税障壁になっているという事実は指摘してもいいのではないかという具合に部会長としては考えております。とりわけ医療の領域なんかでも、私どもも大学病院なんかで話を聞いたりしますと、例えばものすごく優秀な外科のお医者さんが来て一緒に手術できないというような状況がある。

それから、看護婦さんやお医者さんが来て、逆に日本で技術移転で学ぶときも、実際に医療行為にタッチできないという、研修という名目でやられているんですが、そういう問題なんかもあって、少し大量に何万人という数を受け入れるわけではないわけですし、試金石としてこういうことをやってみたいということで、確かにフィリピンやタイなどの方ではレミッタンスというんですか、出稼ぎでお金を持ってきてほしいということで大量の受け入れを望むかもしれませんが、日本ではやはりそれも一定のきちんとした仕組みをつくって受け入れるというようなことも答申の中で考えてみたいという具合に思っております。 熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ、櫻井委員。

櫻井委員 ちょっと最後の方に言おうかと思ったんですけども、ちょっと心配になってきたんですが、手塚先生、外国人問題の御専門であられることはよく承知しているんですけども、答申でこういう余り細かいことに踏み込み過ぎますと大変問題があるというふうに私は思いますし、これは余り言いたくなかったんですけども、ここの「提言」に挙がっている事柄について外務省は基本的に権限がないわけです。そういう中で余り、でないからこそ強く言うんだということもあるかもしれませんが、それだとああそうですかで終わりということになりますので、やはり戦略的なことも考えないといけないし、私の理解では外国人問題は今、大変にナイーブなところもありますし、多面的であるということもありまして、基本的な考え方のところでも実はそういうことを思っていたんですけども、その辺り、もう少し穏当にというか、政治的な配慮をもってやらないといけないということを、私はむしろ、この問題、少しでも進めようと思えばそういう配慮が当然必要だろうと思うんです。

それから、また、外務省の実務との関係でも、それではこういう提言、例えばちょっと、何かいろんな交渉について、例えばこういう「基本的姿勢で臨む」とか、こういう措置を取るべきであるという表現が、これは骨子ということでございますけれども、そういう書

きぶりというのははなはだ私は違和感が極めて強いといえますか、何かそんなことを海外交流審議会の答申で言っているのかというか、余りずれているとちょっとおかしいので、その辺りは大丈夫なのかということです。

それで、鹿取部長にお伺いしたいんですけども、こういうことを書いて事務的に大丈夫なんですか。そこら辺、はっきりしてもらわないとちょっと乗れないんですけども。

熊谷会長 非常にこれは、いろんな意味で微妙な問題であるし、それから、他省庁にまたがる問題でもあるし、それから、国家の基本的な一つの政策に関わる問題でもあるので、その点は十分配慮しながらまとめなければならないということは私は強く感じてはおりません。

したがって、具体的な問題に踏み込むことについても、その辺については少し、1つずついろんなことを確認しながらやるということは大変大事なことでないかと思えます。ただ本日の総会の中で1つずつ点検するということはなかなか難しい、それだけの時間ありませんから、皆さんの基本のお考えをとりまとめる中で、最後の答申書をまとめる際にできるだけ皆さんの御意見を承って、それをよく反映するような形でまとめたいものだと思っております。今の御指摘のことは私も非常に気になっている面でもあります。

大来委員、どうぞ。

大来委員 政府の各種省庁の審議会には2通りありまして、ある種の審議会は答申を出した後、答申を閣議決定するというプロセスがその後にくっ付いてくるものがございます。それから、そうでない審議会の2つに分かれるわけですが、前者の場合は閣議決定をしなければいけませんので、その場合には答申の前の段階から各省の間で折衝をしまして、差し支えないというふうに各省が言った段階で答申をし、それをそのまま閣議決定することになりますので、踏み込んでいけない部分には踏み込めないということが起こりますけれども、逆に先ほどの櫻井先生のお言葉で言えば、外務省は権限がないからこそ、ほかの省が反対しているようなことでも書くことができると、そういうことがあると思えます。

その際、閣議決定されないのが拘束力がないという問題はありますけれども、ただ、こういう審議会の答申が非常に有益なのは、オープンにされることによって世論の形成に非常に役立つ。ですから、マスコミに発表するということが最終的な効力のようなものになるわけですので、私はどちらかと言えば、やや大胆なサイドにバイアスをかけていいのではないかというふうに思います。

熊谷会長 わかりました。

それでは、植本委員、どうぞ。

植本委員 済みません、今、議論になっているこの答申の位置づけですが、議論が少し最初に戻った形ですが、最初のところで確認をしたときには、各省庁にまたがることであるが、しかし、そこは今まで各省庁がようしなかったことだからこそやって縛りかけるんだということが入り口の決意としてあったというふうに思います。例えば部会に各省庁

の方がオブザーバーで出てきていただいているというふうなことも含めて合意形成をやっていく。そのことで意見集約をしていけばいいのではないかというふうに私は思うんですが、その上で出されているこの章の部分のところで、先ほど矢崎先生の方からも受け入れの問題、特に医療分野での専門職、医療や介護の分野での専門職についての考え方が示されました。そこで「消費者たる国民一般の視点」というふうに書かれているのは、やはりもう少し具体化する必要があるのかなと思います。

要するに、先ほどおっしゃったサービスの担い手の問題と、それから、サービスの受け手がどう考えるのか。そういう意味ではまだまだ内なる国際化ができ切っていない60代以降の世代層としての問題点というのが片方であると思いますし、世論調査等でもそういう年齢層の方ほど、やはり受け入れに対して消極的だと。自分は、例えば外国人の方に介護されたくないという主張をされる方の方が多いというふうな、そういうデータもあるわけですので、この消費者たる国民の視点という場合に余り抽象的にせずに、サービスの受け手とか、サービスの供給主体とか、それぞれの分野のところでの意見を統合していこうというふうなスタンスがわかるような、そういうものにしていただく方がより具体的な検討のイメージが見えてくるのではないかと考えます。

その上で、(2)の方の「提言」のところで受入体制の問題が書かれているのと、それから、もう一つは「(ロ)既存制度の見直しの必要性」のところの「(ii)研修・技能実習制度の改善」のところの最後の「②在留資格の新設」で、「就労と位置づける」という内容、括弧内にあるわけですが、就労と位置づけるという形での明確化というのは一方で必要だと思うんですが、そのときに、なぜこういう問題が出てくるのかということの根本問題といえますか、これは我々労働組合サイドの問題でもあるわけですが、労働条件がどう整備されているのか。

それでは、同一価値労働の同一賃金というふうなところまで行き着かない、言わば非常に安上がり労働力とされてしまっていることの問題点というのも非常に多くあるというふうに思いますので、この労働条件の整備ということが視野にある就労としての位置づけという、それは前段のところでは労働法規等の徹底という、そこどころが労働基準についての言及があったと思うので、その最初の方の分と、次のこの部分とがきちんと姿勢としてつながるような形で整理がされる必要があるのではないかというふうに考えます。

熊谷会長 ありがとうございます。

あと15分ぐらいしかなくなりまして、当初から懸念しておりました、これだけ膨大なものを議論するというには余りにも2時間が狭いんですが、一応、次の議題に移りたいと思いますが、今の。

手塚部会長 ちょっと一言だけ。

植本委員がおっしゃってくださったそのことと同じことなんですが、櫻井委員のおっしゃられた点で、この2年間はやはり外国人部会はかなり努力をしてまいりました。それで、各省庁には必ず部会と一緒に参加していただきました。それから、同時にそれなりの、こ

ういうことを出したいんだけどもということも議論し、かつ、実質的にそのような方向でということも相手方とすり合わせをしたり、議論をしてみいました。そういう中で、幾つかのことが具体的に、この海外交流審議会の外国人部会のそういうやり方によって幾つかの点が非常に具体的に前進したという成果もございます。

その他、この夏は事務局は暑いと思いますが、この骨子を最終的に答申にまとめるに当たって、各省庁との連絡調整もしていただくということでもあります。

それから、F T Aに関しては政府が閣議決定をしていることありまして、政府自身で決まっていることですので、そのことについては一言言及させていただきます。

それでは、次の。

熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ。

衣笠委員 申し訳ありません。

ここの研修制度の「真に意欲のある研修生の確保のため」という段の中に、研修生の選考の、この受け入れの機関ですね。その一層の厳格化とあるんですが、この厳格化というのはどういう意味なんですか。絞り込むというか、より厳しくするというのか。

そのところが何か、いい研修生には来てほしいのに、むしろ厳格化という言葉を見ると、何か一定のところしかだめというふうに映ってしまうんですが、これはどういう意味で、この厳格化ということが、この下にも同じように言葉、もう一度出てくるんですが。

手塚部会長 これは厳格化は、受け入れる側の責任の厳格化です。そのところはきちんとしたいと思います。

熊谷会長 それから、鹿取部長、どうぞ、一つ。

事務局より説明。

熊谷会長 ありがとうございます。

いずれにしても、私たち海外交流審議会に求められているものは何なのかと。そのところが一番基本だろうと思いますので、私たち海外交流審議会の答申に求められているものが何なのかということも大切にしながら進めていきたいというふうに考えております。

それでは、大変急いだよう誠にも申し訳ないんですが、次の「3. 人的交流拡大と犯罪・テロ・治安対策」について進めたいと思います。それでは、手塚部会長。

手塚部会長 これについては、骨子案の方で具体的に提示をさせていただいておりますので、簡単にさせていただきます。

今後5年間でやはり不法残留者を半減させるという政府の目標もございまして、同時に、国内における外国人への偏見や差別をなくして、外国人に住みやすい社会を構築するためにも、不法滞在者や一部の外国人による犯罪の取り締まりの強化というのは必要だろうということで提言をつくらせていただきました。

以下、詳しい説明につきましては、特に最近、海外からも人身取引等々の問題も指摘されておりますが、それよりも何よりも不法滞在者の削減ということもきちんとしてまいり

たいという私どもの提言でございます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

いずれにしても、この問題は、ある意味で非常に相矛盾するわけでございまして、人的交流は大いに図りたいと。ビザの簡素化もやりたい、あるいは入国管理に対する緩和も図りたいという一方で、やはり現実の問題として犯罪・テロ・治安という問題については、また非常に重要な問題であるという中で、どういう提言をすべきかというのは大変大事なことだろうと思うんですが、この問題について、どうぞ、意見がありましたら。

それでは、中谷先生から。

中谷委員 2点ございます。

1つは、(口)の「提言」の3つ目ですが、人身取引に関しましてより強い表現が必要かなと思います。

日本はアメリカ国務省から、このトラフィッキングに関して悪い成績表をもらったわけですが、国際組織犯罪条約の人身取引に関する議定書の早期批准と、関連国内法の整備が急務でしょうし、また、興行カテゴリーに関しましては、あるいは出入国管理において、より審査の厳格化が必要かもしれないかと思えます。

それから、もう一点は世論の懸念と、それへの適切な対応についても何らかの形で触れるべきかなと思います。

最近の内閣府による「外国人労働者の受入れに関する世論調査」で、不法就労はよくないとする人が7割を超えたという報道がありました。不法滞在者、外国人犯罪に対して一般の人々によるゼノフォビア、外国人嫌いが増えかねないという懸念もありますので、適切な対処をしないとゼノフォビアが増えかねないということもあるかと思えますので、この点に関しても何らかの考慮が必要かと思えます。

以上です。

熊谷会長 それでは、寺嶋委員、いかがですか。

寺嶋委員 私が申し上げたかったのは、中谷先生の第1点と全く同じなんですが、事前に外務省の方からいただいた新聞報道によると、警察、法務、外務、厚生労働の4省庁で人身取引規制法案を、来年の通常国会に提出するように整備をするという方針を決めたという、読売1紙だけだから、どこまで信じていいかわかりませんが、もし、これが本当であるとすれば、せっかく、このタイミングですし、是非、答申の中に強く盛り込まれた方がよろしいのではないかと。ちょうど(2)のところに該当しますので、遠慮は要らないと思うんですが。

熊谷会長 どうぞ、大来委員。

大来委員 たびたび済みません。

6ページの上から2行目のところに、先ほど衣笠委員がおっしゃった厳格化の2つ目が出てくるんですが、やはり先ほど会長もおっしゃったように、矛盾する要請があるのでし

ようがないのかもしれませんが、やはり単純に厳格化するだけではなくて、きめ細かく審査するという点が重要ではないかと思えます。

以前にも少し、審査の段階で差別化してはどうかということを上申したことがあるんですが、例えば、学校によって問題を起こした学生が少ない学校は審査を緩くするとか、あるいは本国の方でしかるべき社会的地位にいる場合には審査を緩くするとか、何かきめ細かさというのがないと留学生は母国でエリートである場合も結構ありますので、そういうエリートたちの対日観に影響を与えるということがあっては非常にもったいないというか、つまらないことになると思えますので、何かそういう工夫が必要かと思えます。

それから、厳格化というのは、厳格化に際してやはり効率よくやらないと非常に時間がかかってしまって、結局パスするケースでも時間がかかることによって先方に悪いイメージを与えてしまうというのもつまらないことだと思いますので、その辺について、少し御配慮をいただけたらというふうに思えます。

熊谷会長 ありがとうございます。

お3人から大変貴重な御意見、それぞれいただいたわけですが、部会長、何か御感想。

手塚部会長 今の3委員の先生方の御意見、そのとおりだと思いますので、答申の方に生かしたいという具合に思っております。

取り分け、留学生などについては6ページの上のところ、たった2行で書いておりますけれども、その辺りは今、大来委員のおっしゃられたような点を生かしてまいりたいという具合に思っています。どうもありがとうございました。

熊谷会長 それでは、最後に「4. 外国人問題を扱う政府の体制整備について」というのがありますけれども、これはいかがでしょうか。

手塚部会長 それでは、最後のところでありまして、骨子案の7ページ目でございます。

これにつきましては、詳しいことはこれから書いてまいりたいと思えますが、外国人の問題について、この審議会ができる経緯というのは外務省の設置法の中で日本に在留する外国人の総合的な施策を図るとというのが外務省の1つの仕事でありました。そのことで今までのような議論をお願いしたわけですが、更にその上に、やはり各省庁がそれぞれ権限を持っている状況で、先ほどの御意見のように外務省が何かを言うというのは非常に難しい、実現する手だてがないということで、結局、主要国ではどうなっているんだろうかということをお手元に資料としてお配りさせていただいてあります。

それで、各省庁はそれぞれ権限を持っておりますが、例えばドイツでは、ちょっと付け加えていただきたいんですが、連邦政府の首相の下に外国人問題の顧問官事務所というのがございまして、これは20~30人のスタッフが各省庁から出向している方も、それぞれのプロパーの方もいて、それで調査や情報を集約して各省庁の連携を図って、しかも政策提言までできるというものを持っておりまして、その首相の顧問官は相当、大臣の経験者のようなきちんとした人がなっているということでもあります。

それから、北欧のスウェーデンなどでも外国人についての移民庁というのがございまし

て、これは国内官庁を束ねて、スウェーデンという国は非常にたくさんの難民や移民を受け入れておりますが、この移民や難民を適正にきちんと受け入れて、そして、例えばの話が3年間は、御案内のとおり、スウェーデンは小さい国ですから、ストックホルムに70%ぐらいの人口が集まっているという国ですので、各地方にこれらの人々の受け入れを依頼して、きちんとそのフォローアップまでするようなことをやっております。

各省庁のそれぞれの役割と同時に、こういった中央の政策を提言できるような権限を持った外国人庁、庁という言葉は大きいので、前回でも仮野委員の方からも行政改革に反するということがありますので、その点は、庁という言葉にはこだわりませんが、要するに内閣の官房に室くらいをつくる程度が現実的だという意見もございます。

具体案については今後、検討させていただいていきたいと思いますが、今回のこの海外交流審議会の答申でそのようなものをつくるということについての御意見をちょうだいしたいという具合に考えております。

それで、今までの十数年間というのは国の施策が特に外国人の長期にわたる、あるいは将来を見通した問題がうまくいかなかった、18ぐらいの省庁がそれぞれの権限を持って年に2～3回の連絡会議をやっている程度で、何ら政府の施策というのは首相以下のところで決まっていなかったという問題が非常に遅れを取っているのではないかと。

今は日本の1.5%しか外国人が住んでいないという状況も先進国としては異例のことでありまして、今後の方向を示す必要があるだろうということで、この方向は、この審議会でも議論をされた方向を出すと同時に、それを実現できるような場をつくってまいりたいと思います。

御意見を。

熊谷会長 ありがとうございます。御意見を承ります。

どうぞ。

仮野委員 今、名前が挙げられましたので一言だけ申し上げますが、こういう庁ができることにこしたことはないんですが、今の時代、なかなか大変だろうなと思いつつ前回の発言をしたわけでありまして。もう一つ私が言いたかったのは、この外国人庁というのがどうも名前としてすっきりこないというか、しっくりこないということです。

何となく外国人庁だと、外国人と日本人を分けるような印象を持つので、思い切って外国人と日本人とが共生する庁といったものにしたらどうでしょうか。先ほど共生論というのが出ましたけれども、そういうネーミングにするなら私は大賛成。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

この問題、もっと議論したいんですが、これを議論し出すとなかなか大変になると思いますので、ほぼ定刻になりましたので、御意見は事務局の方にもどんどん御意見をお寄せいただきたいと思います。

いずれにしましても、私も大変不手際で申し訳ないんですが、この議論がいつも生煮え

でもどかしく思っておりますけれども、皆様からいただいた意見、それから、今後、この総会のみならず、いろいろと御意見をいただいて、その骨子のとりまとめを事務局をお願いしたいと。その上で改めて、また各委員の皆様の御意見を得たいと考えております。今後、夏休みの間に、骨子に基づいて答申案の起草を部会長をお願いしまして、9月に予定されております外国人問題部会において、この議論を行ってまとめていただいた上で、10月の第9回総会に提出していただければと思っております。

なお、10月の総会が最後の海外交流審議会総会となります予定でございますが、この際には領事改革部会の答申とも併せて外務大臣に提出する形に持っていきたいと思っております。

それで、今後の日程でございますが、次回の第9回総会は10月5日火曜日に開催いたしたいと存じております。

なお、その前に9月9日に第5回領事改革部会、また、9月16日木曜日に第7回の外国人問題部会が開催される予定になっております。それぞれ部会委員の皆様には、最終答申案について十分御議論を行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

なお、本日のこの総会におきます議論につきましては、本日、この後、手塚部会長より適宜、プレスに対し説明を行っていただくことにいたしたいと思っております。

それでは、時間もまいりましたので、「海外交流審議会第8回総会」を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。